

報 告 第 1 9 号

令和4年度新居浜市継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和4年度新居浜市一般会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和5年9月5日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

令和4年度 新居浜市一般会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画							実 績					比 較						
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳						
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源			
					国庫支出金	県 支出 金	地方債			その他	国庫支出金	県 支出 金			地方債	その他	国庫支出金		県 支出 金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理費	端出場水力発電所整備事業	30	32,144,000	14,078,000	-	10,500,000	7,566,000	-	30,640,115	14,031,000	-	11,200,000	5,409,115	-	1,503,885	47,000	-	△ 700,000	2,156,885	-
			元	182,950,000	84,895,000	-	88,000,000	10,055,000	-	182,950,000	84,193,920	-	76,600,000	22,156,080	-	0	701,080	-	11,400,000	△ 12,101,080	-
			2	402,370,000	185,185,000	-	195,000,000	22,185,000	-	402,370,000	180,663,500	-	162,500,000	59,206,500	-	0	4,521,500	-	32,500,000	△ 37,021,500	-
			3	157,219,000	75,000,000	-	73,000,000	9,219,000	-	143,003,075	64,208,000	-	57,700,000	21,095,075	-	14,215,925	10,792,000	-	15,300,000	△ 11,876,075	-
			4	0	0	-	0	0	-	7,741,925	3,476,000	-	3,100,000	1,165,925	-	△ 7,741,925	△ 3,476,000	-	△ 3,100,000	△ 1,165,925	-
			計	774,683,000	359,158,000	-	366,500,000	49,025,000	-	766,705,115	346,572,420	-	311,100,000	109,032,695	-	7,977,885	12,585,580	-	55,400,000	△ 60,007,695	-
8 土木費	6 住宅費	公営住宅建替推進事業(第一期工事)	2	486,100,000	243,050,000	-	243,000,000	-	50,000	449,400,000	224,700,000	-	224,700,000	-	0	36,700,000	18,350,000	-	18,300,000	-	50,000
			3	748,354,000	219,102,000	-	529,200,000	-	52,000	740,457,000	295,143,000	-	445,300,000	-	14,000	7,897,000	△ 76,041,000	-	83,900,000	-	38,000
			4	28,203,000	0	-	28,200,000	-	3,000	21,209,000	3,663,000	-	17,500,000	-	46,000	6,994,000	△ 3,663,000	-	10,700,000	-	△ 43,000
			計	1,262,657,000	462,152,000	-	800,400,000	-	105,000	1,211,066,000	523,506,000	-	687,500,000	-	60,000	51,591,000	△ 61,354,000	-	112,900,000	-	45,000

参照条文

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（継続費）

第145条（省略）

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3（省略）

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省略）

2～4（省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するにあつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6、7（省略）